

令和4年度

定期監査(事務監査)結果報告書
(前期)

令和5年1月19日提出

登米市監査委員

令和4年度定期監査（事務監査）結果について、登米市監査基準第20条第1項に基づき、次のとおり報告する。

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査の対象

- (1) 予算の執行事務（収入、支出）
- (2) 契約事務（工事、業務委託等）
- (3) 財産管理事務（公有財産、物品）
- (4) その他（補助金交付等）

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の指摘内容に対する弁明又は見解の聴取を行った。

なお、迫新田保育所、米山児童館、米山東小学校、新田幼稚園、東部東和学校給食センター、迫図書館については、事務局職員による現地調査を実施したほか、その他の保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、視聴覚センター、登米図書館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、中田生涯学習センター、登米懐古館については、事務局職員による書面調査を実施した。

5 監査の日程

前期日程については、令和4年10月25日から同年11月16日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対 象 部 署	
10月25日	市民生活部	市民生活課
		環境課
10月26日		国保年金課
健康推進課		
10月27日		新型コロナウイルスワクチン接種対策室
10月31日	福祉事務所	生活福祉課
		長寿介護課

11月1日	福祉事務所	子育て支援課
	消防本部	消防総務課、予防課、警防課、指令課
11月2日	環境事業所	衛生センター、クリーンセンター
	産業経済部	産業総務課
	農業委員会	農業委員会事務局
11月7日	産業経済部	農政課
		農林振興課
11月8日	産業経済部	地域ビジネス支援課
	建設部	建設総務課
11月9日	建設部	道路課
		住宅都市整備課
11月10日	教育委員会	学校教育課、学校再編推進室、生き生き学校支援室、学校給食センター
		生涯学習課、文化財文化振興室
11月15日	教育委員会	教育総務課
11月16日	教育委員会	新田中学校
		米山幼稚園

6 監査の執行者

監査委員 中津川 源 正
監査委員 千 葉 良 悦
監査委員 岩 淵 正 宏

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査の着眼点及び各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

なお、監査結果の指摘事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は、どの部署でも事務事業を遂行する上で共通の認識をもって検証すべき事項である。それぞれの事務事業が何に基づいて行っているのかを常に意識し、前例踏襲ではなく、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

1 予算執行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小となった事業があるものの、多くは計画どおり実施されている。引き続き、感染状況等を確認の上、その対策を講じながら取り組まれない。なお、やむを得ず事業を中止・縮小する場合には、必要に応じて補正処理を行うなど適切な予算執行に努められたい。

3月に発生した地震及び7月の大雨による災害復旧事業については、補正により各種事業の予算措置がなされているが、早期の完了に向けて計画的な事業の進行管理に努められたい。

収入調定、支出負担行為、支出命令においては、起票の遅れや誤りが散見されている。起案者及び決裁者は確認の徹底に努められたい。

年度末に近づくにつれ、予算残額の使い切り執行や駆け込み執行と思われる案件が増加する傾向にあるため、各部局においては十分留意されたい。

2 債権管理について

債権者への納付交渉を重ね、債権の減少または完納につながった案件や、システムの導入による債権の管理体制の整備、徴収困難事案の税務課への移管など、未収金の縮減に向けた取組みが確認できた。

債権を管理する部署においては、引き続き債権管理マニュアルに基づく取り組みを行い、現年度分未収金の発生防止及び過年度分未収金の計画的な回収に努められたい。

なお、債権の回収にあたっては、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握するとともに、対応経過をしっかりと記録されたい。回収が困難と思われる場合には、法令等に基づき不納欠損処分を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

3 各部署の財産管理について

公有財産については、おおむね登米市公有財産規則等に基づき管理されているが、現在貸付けしている普通財産及び未利用の遊休財産については、払下げなどの処分に引き続き取り組まれない。

4 適正な事務処理について

次の点については、本監査において見受けられた不適切な事例であるが、これまでの監査において、口頭で改善を促していたものや指摘した内容が、部署内に浸透していないことにより、再度繰り返されている。

各管理監督職員等においては、監査からの指摘のみならず、関係部署からの通知もしっかり確認を行い、所管する職員に対してはメール転送や文書供覧のほか、課内打ち合わせにおける口頭での周知を行うなど伝え方を工夫し、情報の共有及び再発防止に努められたい。

- (1) 現金取扱簿、金庫等点検記録簿、切手等受払簿について、記入漏れ等による帳簿（間）の不整合、一部帳簿の未作成、所属長等の確認の未実施による押印漏れなどの事例が多数見受けられた。また、毎月の公金等取扱確認シートにおいて「適」として確認されているにもかかわらず、その月の現金取扱簿の記入漏れや誤りが生じていた。これらの事務処理及び確認が漫然と行われており、チェック機能が働いていなかったものと考えられる。
- (2) 請負業務等において、業務完了後に請求書類の提出がなかったことにより、支払いまで日数を要した案件が複数件見受けられた。契約は、発注者と受注者が対等な立場であることを認識の上、受注者の提出書類についても努めて確認し、支払遅延などにつながらないよう取り組まれたい。
- (3) 文書への收受日付印や決裁日付印の押印漏れ、文書の発送時における施行日の未記入など、簡易なチェックで防げる誤りが散見されている。文書取扱規程及び文書取扱担当者会議で示された文書の適正な取扱いを徹底されたい。

5 前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。

【指摘事項】

本監査において、下記のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

1 環境事業所

■クリーンセンター

施設の運転管理業務については、稼働3年目となっているが、瑕疵修繕が進んでおらず、運転上の不具合が未だ多数存在している。プラントメーカーと協議の上、早急な改善を図られたい。

2 産業経済部

■地域ビジネス支援課

登米市技能者訓練協会助成金返還金の債権について、分納誓約書を取り交わしているが履行されていない。

本分納誓約については、裁判の結果を受けて合意に基づき決定したことであるので、徴収困難事案として関係課とともに取り組むのか、或いは強制執行を行うのかなど、必要に応じた取組を進められたい。

3 教育委員会

■学校教育課（学校給食センター）

給食事業における賦課及び徴収事務について、同一部署で不適切な事務処理が散見している。部内で十分協議の上、今後の対応を検討されたい。